

東京都公安委員会告示第 2,177 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 9 月 29 日

東京都公安委員会

記

1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名
別添のとおり

2 弁明書の提出先
江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟
警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センターデータ審査係

3 弁明書の提出期限
令和 8 年 10 月 27 日

4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

株式会社 愛&美
林 道子
By 4245 株式会社
周 昂
美光物流 株式会社
岩本 康希
栗城 伸夫
臼井 啓能
安 幸弘
萩原 昭夫
周 昂
三光工業 株式会社
大宮司 章博
菊地 学
DOAN DUC DUNG

放置違反金の納付命令に開する件	(第 30-104-260822-405123)
放置違反金の納付命令に開する件	(第 30-107-260709-401627)
放置違反金の納付命令に開する件	(第 30-111-260819-204074)
放置違反金の納付命令に開する件	(第 30-331-260822-206548)
放置違反金の納付命令に開する件	(第 30-332-260908-422168)
放置違反金の納付命令に開する件	(第 30-437-260805-416107)
放置違反金の納付命令に開する件	(第 30-437-260904-416136)
放置違反金の納付命令に開する件	(第 30-439-260722-203430)
放置違反金の納付命令に開する件	(第 30-545-260718-201178)
放置違反金の納付命令に開する件	(第 30-550-260717-208085)
放置違反金の納付命令に開する件	(第 30-555-260821-448623)
放置違反金の納付命令に開する件	(第 30-668-260717-205509)
放置違反金の納付命令に開する件	(第 30-772-260730-439067)
放置違反金の納付命令に開する件	(第 30-777-260621-201352)
放置違反金の納付命令に開する件	(第 30-777-260625-409006)